



平成20年6月5日

## 学校法人瀬戸内学院における退職資金の不正受給等について

学校法人瀬戸内学院（以下「学院」）において、平成18年度末に退職した教職員の退職資金を私立大学退職金財団などから不正に受給し、その一部を学院の運転資金に流用するなど学校法人として著しく管理運営の適正を欠いた事実が判明したため、本日まで学院に対し管理運営の改善等を指導しました。

### 1. 学院の概況

- ・ 所在地 香川県三豊市
- ・ 設置校 瀬戸内短期大学、香川西高等学校、瀬戸内総合学院（専修学校）

### 2. 事案の概要

- ① 学院は、平成18年度末で退職した教職員22名のうち、8名の退職金の全部若しくは一部を留保し、未払者8名と労働契約としては無効である退職金の分割支給に関する合意文書を交わし、未払金を運転資金に流用していました。

（未払金累計額〔H20.3時点〕：約94百万円）

- ② 学院が加入する私立大学退職金財団（以下「財団」）の業務方法書では、学校法人が退職者に対して退職金の支払いを行った上で領収書等を添付して交付申請するよう定められていますが、学院は退職金を支給していないにもかかわらず、7名分の領収書を偽造して財団に交付申請し、不正に退職資金を受給していました。
- ③ また、学院は香川県私学退職金社団（以下「県社団」）にも加入しており、県社団の給付規定では、県社団が給付した退職資金により、学校法人が退職金を支給したときは退職金受給者の領収書を県社団に提出するよう定められていますが、学院は退職金を支給していない3名分の領収書を偽造して県社団に支給したものとして報告していました。

### 3. 文部科学省の見解及び対応

文部科学省では、本件事案は、極めて悪質であり、学校法人として著しく管理運営の適正を欠いていると判断し、本日まで学院に対し、退職金の全額支給及び管理運営の改善等を指導しました。

※この事実認定等を踏まえ、日本私立学校振興・共済事業団においては、学院にかかる平成19年度私立大学等経常費補助金の全額（6,693万円）を不交付とし、返還請求すること並びに平成20年度についても全額を不交付とすることを決定しました。

<担当>	高等教育局私学部参事官	豊岡宏規（内線 2535）
	企画官	馬場 剛（内線 3062）
	学校法人調査官	大谷 智（内線 2537）
		電話：03-5253-4111（代表）
		03-6734-3328（直通）